

南丹市教育委員会会議録

令和5年第10回定例会

(令和5年10月11日)

令和5年南丹市教育委員会第10回定例会会議録

1. 日 時 令和5年10月11日（水）
開会 午後3時30分 閉会 午後5時10分
2. 場 所 南丹市役所3号庁舎2階 第4会議室
3. 付議事件 別紙議事日程のとおり
4. 招 集 者 教育長 國府 常芳
5. 出席委員 教育長 國府 常芳
教育長職務代理者 高屋 毅史
委 員 城戸 貴子
委 員 湊上 真奈美
委 員 前田 好久
6. 欠席委員 なし
7. 事 務 局 教育次長 柴田 裕子
教育参事 芦刈 毅
教育総務課長 山内 章吾
学校教育課長 山田 真美
学校教育課参事 小久保 美紀子
社会教育課長 川勝 美穂子
8. 傍 聴 人 なし

日程1 開会

教育長が令和5年南丹市教育委員会第10回定例会の開会を告げる。

日程2 会議録作成者の指名

教育長から会議録作成者に山内教育総務課長を指名する。

日程3 会議録の承認

日程4 報告事項

(1) 日程報告

(教育次長)

- 9月14日、南丹市適応指導教室運営委員会議
- 9月16日、園部小学校、八木西小学校、八木東小学校、胡麻郷小学校、美山小学校運動会
- 9月24日、『丹波梅若能』能舞台公演
- 9月28日、園部中学校体育祭
- 10月1日、令和5年度南丹市総合防災訓練
- 10月3日、園部幼稚園運動会(5歳児)、八木中央幼児学園運動会(3歳児)
- 10月4日、小学校陸上交歓記録会
- 同日、殿田中学校体育祭
- 10月5日、オーサービジット事業(漫画家松本勇気氏)
- 10月9日、南丹市役所中央庁舎竣工式

(高屋委員)

中央庁舎が完成したことで、教育委員会に影響はあるのか。

(事務局)

1号庁舎の1階に移動することとなる。その後、2号庁舎の改修が完了後、最終的には2号庁舎の2階に移動する。

(2) 南丹市教育委員会の後援承諾について

(3) 令和5年度 南丹市立学校・園教職員表彰について

日程5 議事

議案第31号 南丹市教育委員会事務の「点検・評価」の結果報告について

(事務局)

上記議案について説明

(高屋委員)

点検・評価報告書の表紙には令和4年度対象と記載されているが、教育委員会議は1月から12月までの分が報告されている。年度単位で実施するのであれば、4月分から3月分を記載するべきではないか。

(事務局)

来年度以降は、年度単位に記載を改めて報告する。

(城戸委員)

通学安全対策事業の事業目的に「安全安心に通学できる環境を整える」とあるが、達成指標の中に通学時に発生した事故の分析も含めるべきではないか。

(事務局)

成果の※の部分で補足説明をしている。事故が発生した場合には、通学路の点検や校長会議での情報共有、関係機関で構成される交通安全プログラムによる危険箇所の点検を実施している。

(城戸委員)

生涯学習推進事業について、達成指標に参加者数・来場者数を明記したほうがわかりやすいのではないか。

(事務局)

文化協会によっては、実施した文化祭の来場者数を正確に把握していないところもあるため、前年と比較して評価することが出来ない状態である。今後は各文化協会と相談しながら、参加者数・来場者数の把握方法について検討する。

(城戸委員)

評価の判断基準が分かりにくい。点数化して区分するなどAとBを分けるときの基準などはあるのか。

(事務局)

評価の判断基準については、基本的には達成指標に対する達成度や予算額・決算額の数字に基づいて判断している。

その中で、天災等のやむを得ない理由により達成指標に届かなかった事業については、実施までの準備状況を考慮した評価をいただいているものもある。

また、事業によっては達成指標を数値化することが難しいものもあり、前年度に委員からの提案によって具体的な数字を指標から外したものもある。

[採決]

議案第31号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第32号 南丹市義務教育施設整備基金条例の廃止について

(事務局)

上記議案について説明

(前田委員)

基金条例が制定された経過について説明を。

(事務局)

合併以前に存在した「八木町学校建築基金条例」及び「日吉町小学校改築等整備基金の設置管理及び処分に関する条例」が、合併に伴い、平成18年1月1日に「南丹市義務教育施設整備基金条例」として改められ、それぞれの基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、この条例に基づく基金に属するものとなった。

当初は3億円程度あったが、小・中学校の工事費や教育施設の整備基金にそれぞれ取り崩したり積み上げたりして、最終的に現在の金額となった。

(前田委員)

今後は基金は持たないということか。

(事務局)

当初の目的を一定果たしているため、基金はすべて取り崩し、今後も基金の積み立てをする予定はない。

[採決]

議案第32号について教育長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

日程6 その他

(1) 行事予定

(城戸委員)

適応指導教室運営委員会議と小・中学校不登校支援担当者会議の違いは。

(事務局)

どちらの会議も南丹市教育委員会が主催で、適応指導教室運営委員会議については、大学教授や福祉関係の方、校長等で組織され、適応指導教室の運営について協議をする。

不登校支援担当者会議は、不登校支援の担当教員を対象に開く会議となっている。

(2) 高屋教育長職務代理者よりフッ化物洗口について報告

(3) 教育総務課からの報告

- ・ 前回議案の追加説明について
- ・ 市町村教育委員会研究協議会について
- ・ 近畿市町村教員委員研修協議会について
- ・ 府内市町（組合）教育委員会研修会について
- ・ 令和5年度南丹市教育委員会管内学校等訪問(後期)について

(4) 学校教育課からの報告

- ・ 令和5年度第1回適応指導教室運営委員会の報告について

(城戸委員)

園部小学校の取り組みが評価されているが、どのような取り組みをされているのか。また、大学生支援サポーターの活用状況について知りたい。

(事務局)

園部小学校の実践については、ケースリストの記録・活用が市内で早く進んでいること、ウェブシステムを活用した情報共有が早いことなどが評価されている。

大学生支援サポーターについては、適応指導教室の教室長のサポートを行うもので、今年については2名が週に1回程度支援を行っている。子ども達と年齢が近いので親しみやすく、話を聞いたり一緒に遊んだり、様々な形で支援をしてもらっている。

(城戸委員)

大学生支援サポーターはどのような形で参加されるのか。

(事務局)

大学にインターンシップの募集をかけたり求人を出したりはしておらず、知合いからの情報などで個別につながっている。

(城戸委員)

各学校に配置されている教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）のどのようなイメージでよいか。

(事務局)

大学生支援サポーターは、市が会計年度任用職員として任用しているが、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）は京都府が任用している。

(高屋委員)

府内市町（組合）教育委員会研修会の意見交換会のテーマが「不登校への対応」となっているため、事前に使用する資料を用意してもらえるか。

(事務局)

資料については、事務局の方で作成する。

(5) 社会教育課からの報告

- ・文化博物館 秋季特別展の案内
- ・各町文化協会主催 文化祭の案内
- ・宝くじ文化公演について
- ・丹波梅若能のお礼について

(6) その他報告

- ・殿田中学校、美山中学校の改修工事の進捗状況について
- ・学力ヒアリングについて
- ・各校の特色のある取組について

[次回定例会について]

(教育長)

次回の委員会の開催は、令和5年11月7日（火）午前10時からの予定とする。

午後5時10分閉会

南丹市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南 丹 市 教 育 委 員 会 教 育 長 _____

南丹市教育委員会教育長職務代理者 _____

南 丹 市 教 育 委 員 会 委 員 _____

南 丹 市 教 育 委 員 会 委 員 _____

南 丹 市 教 育 委 員 会 委 員 _____

(会議録調製者)
南 丹 市 教 育 委 員 会 教 育 次 長 _____